

## 宇部市障害者24時間安心サポート事業（案）

### 1 短期入所

- ・市と短期入所事業所との年間委託（契約）とする
- ・他市の状況等を踏まえ、確保ベッド数は「1」（1事業所）とする
- ・利用希望者の事前登録制とし、短期入所の支給決定を必須とする
- ・委託事業所が変更になった場合、次の事業所に登録情報を引き継ぐ
- ・金額の根拠について、平成24年度実績の各加算を除いた額を基に算定  
 $6,720\text{円}/\text{日} (6,400\text{円} \times 1.05) \times 365\text{日} = 2,452,800\text{円}$   
確保料とし、利用実績がある場合は介護給付費での対応とする
- ・利用者への周知方法として、①短期入所の支給決定者に事業概要を郵送、②ホームページへの掲載、③窓口での周知、等を予定
- ・杉並区の緊急ショートは「1泊2日」であったが、杉並区の担当者に確認したところ、「期間が短く断る利用者もいる」と話があったので、1日増やし「2泊3日→3日以内」とする
- ・どうしても他の事業所が見つからない等、やむを得ない場合の利用を原則とする
- ・計画相談の支給決定があることが望ましい

### 2 居宅介護

- ・市と居宅介護事業所との年間委託（契約）とする
- ・金額の根拠について  
 $23,270\text{円} (\text{身体介護}12\text{時間の単価}) \times 2\text{回} \times 12\text{か月} = 558,480\text{円}$   
確保料とし、サービス提供時には介護給付費での対応とする
- ・短期入所の事前登録を必須としているため、仮に居宅介護の支給決定がなくても「区分1」以上の区分認定があることから、利用後は早急に支給決定の申請書の提出をお願いする